

○総務省令第十九号

旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）及び旅券法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百二十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の三第一項、第二十三条の七第七項、第二十三条の八第四項及び第四百四十五条並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第十五条第一項、第二十一条第七項、第二十二条第四項及び第四百四十八条の規定に基づき、在外選挙執行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

総務大臣 松本 剛明

在外選挙執行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（在外選挙執行規則の一部改正）

第一条 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(在外選挙人名簿登録申請書の様式等)

第四条 [略]

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証、令第六十五条の十一第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書(以下「投票用紙等」という。)を国外における住所以外の場所(当該在外選挙人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届(同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する情報を含む。以下単に「在留届」という。))に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所(以下「在留地の緊急連絡先」という。)に限る。以下「住所以外の送付先」という。)において受け取るうとする場合には、在外選挙人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

(同居家族等を通じて行う旅券等の提示)

第四条の二 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外選挙人名簿登録申請者以外の者(日本国籍を有する者に限る。以下「同居家族等」という。)とする。

2 在外選挙人名簿登録申請者が、令第二十三条の三第一項の規定により同居家族等を通じて旅券(旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次次に定めるもの。以下「旅券等」という。)を提示しようとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録申請者が署名をした別記第五号様式の二による申出書を領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)(法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第六条を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

[3] 略

(住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例)

第六条 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 住所要件期間(令第二十三条の三第一項第二号に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。)(が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日(法第三十条の五第三項第一号に定める日)をいう。

以下この号において同じ。)(の三月前の日以前に到着した旨の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条の規定による届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

(在外選挙人名簿登録申請書の様式等)

第四条 [同上]

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証、令第六十五条の十一第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書(以下「投票用紙等」という。)を国外における住所以外の場所(当該在外選挙人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)第十二条の規定により提出された同規則別記第十四号様式による在留届(以下「在留届」という。))の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所(以下「在留地の緊急連絡先」という。)に限る。以下「住所以外の送付先」という。)において受け取るうとする場合には、在外選挙人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

(同居家族等を通じて行う旅券等の提示)

第四条の二 令第二十三条の三第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録申請者に係る在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者で、当該在外選挙人名簿登録申請者以外の者(日本国籍を有する者に限る。以下「同居家族等」という。)とする。

2 在外選挙人名簿登録申請者が、令第二十三条第一項の規定により同居家族等を通じて旅券(旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次次に定める書類に限る。以下「旅券等」という。)を提示しようとする場合においては、当該在外選挙人名簿登録申請者が署名をした別記第五号様式の二による申出書を領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)(法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第六条を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

[3] 同上

(住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例)

第六条 [同上]

一 住所要件期間(令第二十三条の三第一項第二号に規定する住所要件期間をいう。次号において同じ。)(が三箇月以上である在外選挙人名簿登録申請者 当該在外選挙人名簿登録申請者が領事官の管轄区域内にその申請の日(法第三十条の五第三項第一号に定める日)をいう。

以下この号において同じ。)(の三月前の日以前に到着した旨の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条の規定による届出が当該申請の日の三月前の日以前にされているとき。

〔一略〕

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第六条の三 〔略〕

2 令第二十三条の三第四項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

〔イ・ロ略〕

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第七条の六 〔略〕

2 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三の二第二項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

〔イ・ロ略〕

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

(在外選挙人証の記載事項の変更等)

第九条 令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、第十条第一項に規定する場合に用いるものを除き、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

〔2 略〕

3 令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 国外における住所 当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該選挙人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき(住所以外の送付先を在外選挙人証に新たに記載する場合)には、当該選挙人に係る在留届(在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限る。)(が提出されているとき)。

〔二 同上〕

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第六条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

一 令第二十三条の三第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第七条の六 〔同上〕

2 〔同上〕

一 令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

(在外選挙人証の記載事項の変更等)

第九条 令第二十三条の七第二項に規定する在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

〔2 同上〕

3 〔同上〕

一 国外における住所 当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該選挙人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の届出がされているとき(住所以外の送付先を在外選挙人証に新たに記載する場合)には、当該選挙人に係る在留届(在留地の緊急連絡先が記載されているものに限る。)(が提出されているとき)。

〔4 略〕
（在外選挙人証の再交付等）

第十一条 〔略〕

2 令第二十三条の八第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書（令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出を令第二十三条の八第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む。）及び令第二十三条の八第二項において準用する令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

（帰国後の在外選挙人証の再交付）

第十一条の二 〔略〕

〔2 略〕

3 第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（投票用紙等請求書の様式）

第十八条 令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項の規定による請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

別記

第五号様式の二（申出書の様式）（第四条の二関係）

年 月 日
在外選挙人名簿登録申請者氏名 _____
署 名 _____
私は、公職選挙法施行令第23条の3第1項及び在外選挙執行規則第4条の2の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあつては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類）を提示したく、申し出ます。
同居家族等の氏名 _____

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

〔様式 別紙一 挿入〕

〔4 同上〕
（在外選挙人証の再交付等）

第十一条 〔同上〕

2 令第二十三条の八第二項において読み替えて準用する令第二十三条の七第四項に規定する在外選挙人証の再交付の申請書及び令第二十三条の八第二項において準用する令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

（帰国後の在外選挙人証の再交付）

第十一条の二 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第一項に規定する在外選挙人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（投票用紙等請求書の様式）

第十八条 令第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

別記

第五号様式の二（申出書の様式）（第四条の二関係）

年 月 日
在外選挙人名簿登録申請者氏名 _____
署 名 _____
私は、公職選挙法施行令第23条の3第1項及び在外選挙執行規則第4条の2の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券（旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあつては、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類）を提示したく、申し出ます。
同居家族等の氏名 _____

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

〔様式 別紙一 挿入〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(在外投票人名簿登録申請書の様式等)

第六条 [略]

2 在外投票人名簿登録申請者は、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証(以下「在外投票人証」という。)、令第一百一条第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書(第十三条第二項において「投票用紙等」という。)を国外における住所以外の場所(当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届(同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する情報を含む。以下単に「在留届」という。))に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所(第十二条第二項第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。)に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。)において受け取ろうとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

(同居家族等を通じて行う旅券等の提示)

第七条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定める者は、在外投票人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外投票人名簿登録申請者以外の者(日本国籍を有する者に限る。次項において「同居家族等」という。)とする。

2 在外投票人名簿登録申請者が、令第十五条第一項の規定により同居家族等を通じて旅券(旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合)にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次条に定めるもの。次項において「旅券等」という。)を提示しようとする場合においては、当該在外投票人名簿登録申請者が署名をした別記第十号様式による申出書を領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)(法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第九条を除き、以下この章において同じ。)に提出しなければならない。

[3] 略

(住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例)

第九条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日(国外に住所を有することとなった日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日)をいう。以下この条において同じ。以前に到着した旨の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第十二条 [略]

(在外投票人名簿登録申請書の様式等)

第六条 [同上]

2 在外投票人名簿登録申請者は、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証(以下「在外投票人証」という。)、令第一百一条第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書(第十三条第二項において「投票用紙等」という。)を国外における住所以外の場所(当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)第十二条の規定により提出された同規則別記第十四号様式による在留届(次条第一項及び第十四条第三項第二号において「在留届」という。))の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所(第十二条第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。)に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。)において受け取ろうとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

(同居家族等を通じて行う旅券等の提示)

第七条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定める者は、在外投票人名簿登録申請者に係る在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者で、当該在外投票人名簿登録申請者以外の者(日本国籍を有する者に限る。次項において「同居家族等」という。)とする。

2 在外投票人名簿登録申請者が、令第十五条第一項の規定により同居家族等を通じて旅券(旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合)にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次条に定める書類に限る。次項において「旅券等」という。)を提示しようとする場合においては、当該在外投票人名簿登録申請者が署名をした別記第十号様式による申出書を領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)(法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第九条を除き、以下この章において同じ。)に提出しなければならない。

[3] 同上

(住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例)

第九条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日(国外に住所を有することとなった日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日)をいう。以下この条において同じ。以前に到着した旨の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

(変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等)

第十二条 [同上]

<p>2 令第十六条第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。</p> <p>一 令第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。</p> <p>二 令第十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合に次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。</p> <p>(在外投票人証の記載事項の変更等)</p> <p>第十四条 令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出書は、次条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第十四号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 令第二十一条第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。</p> <p>一 国外における住所 当該投票人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。</p> <p>二 住所以外の送付先 当該投票人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき(住所以外の送付先を在外投票人証に新たに記載する場合には、当該投票人に係る在留届(在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限る。)が提出されているとき)。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(在外投票人証の再交付等)</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>2 令第二十二条第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書(令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出を令第二十二条第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む。)及び令第二十二条第二項において準用する令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>(帰国後の在外投票人の在外投票人証の再交付)</p> <p>第十六条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書は、別記第十七号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>(投票用紙等請求書の様式)</p> <p>第五十八条 令第九十四条第一項及び第一百一条第一項の規定による請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>別記第十号様式(申出書の様式)(第七条関係)</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>一 令第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。</p> <p>(在外投票人証の記載事項の変更等)</p> <p>第十四条 令第二十一条第二項に規定する在外投票人証の記載事項の変更の届出書は、別記第十四号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 国外における住所 当該投票人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の届出がされているとき。</p> <p>二 住所以外の送付先 当該投票人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十二条第二項の届出がされているとき(住所以外の送付先を在外投票人証に新たに記載する場合には、当該投票人に係る在留届(在留地の緊急連絡先が記載されているものに限る。)が提出されているとき)。</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>(在外投票人証の再交付等)</p> <p>第十五条 〔同上〕</p> <p>2 令第二十二条第二項において読み替えて準用する令第二十一条第四項に規定する在外投票人証の再交付の申請書及び令第二十二条第二項において準用する令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>(帰国後の在外投票人の在外投票人証の再交付)</p> <p>第十六条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第一項に規定する在外投票人証の再交付の申請書は、別記第十七号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>(投票用紙等請求書の様式)</p> <p>第五十八条 令第九十四条第一項及び第一百一条第一項に規定する請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>別記第十号様式(申出書の様式)(第七条関係)</p>
---	---

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">在外投票人名簿登録申請者氏名 _____ 署 名 _____</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">私は、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第15条第1項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第7条の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあつては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類）を提示したく、申し出ます。</p> <p>同居家族等の氏名 _____</p> <p>【略】</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">在外投票人名簿登録申請者氏名 _____ 署 名 _____</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">私は、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第15条第1項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第7条の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券（旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあつては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類）を提示したく、申し出ます。</p> <p>同居家族等の氏名 _____</p> <p>【同左】</p>
<p>別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）</p> <p>【様式 別紙四 挿入】</p> <p>別記第五十九号様式（令第九十四条第一項及び第百一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第五十八条関係）</p> <p>【様式 略】</p>	<p>別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）</p> <p>【様式 別紙三 挿入】</p> <p>別記第五十九号様式（令第九十四条第一項及び第百一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第五十八条関係）</p> <p>【様式 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、第一条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第五号様式の二の規定により作成された申出書並びに別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二条の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの申出書等を使用することを妨げない。

在外選挙人証再交付申請書

次の事由が生じたことを誓い、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村） 選挙管理委員会委員長 あて

- a 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）
- b 在外選挙人証を汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）
- c 在外選挙人証の「投票用紙等の交付状況」の欄に記載する余白がなくなった。
- d 在外選挙人証を交付した選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の変更があった。

フリガナ			生 年 月 日	性 別
氏 名	姓	名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署 名 (必ず自署)				
在外選挙人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 住所変更有 <input type="checkbox"/> 氏名変更有 <input type="checkbox"/> 送付先変更有			
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵便等 で送付	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望			

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 上記bからdまでのいずれかの理由により在外選挙人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外選挙人証、「投票用紙等の交付状況」欄に余白がなくなった在外選挙人証又は変更前の選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の記載のある在外選挙人証を併せて提出してください。
- 4 在外選挙人証の記載事項の変更がある方で、在外選挙人証記載事項変更届出書を提出していない方は、別に当該届出書を提出する必要があります。
- 5 「交付の方法」欄には、再交付される在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

何年何月何日

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村） 選挙管理委員会委員長 あて

領事官 在何日本国大使（在何日本国総領事）
（何出張駐在官事務所）

省公
略印

表

在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）	選挙管理委員会委員長 あて
----------------------	---------------

- a 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）
- b 在外選挙人証を汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）
- c 在外選挙人証の「投票用紙等の交付状況」の欄に記載する余白がなくなった。
- d 在外選挙人証を交付した選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の変更があった。

フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署 名 (必ず自署)			
在外選挙人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望		

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 上記bからdまでのいずれかの理由により在外選挙人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外選挙人証、「投票用紙等の交付状況」欄に余白がなくなった在外選挙人証又は変更前の選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の記載のある在外選挙人証を併せて提出してください。
- 在外選挙人証の記載事項に変更があったことを併せて届け出る場合には、「在外選挙人証の記載事項の変更」欄の「有」の口にレをつけ、裏面の「本籍」欄、「変更が生じた年月日」欄及び「変更があった事項」欄に記入してください。
- 「交付の方法」欄には、再交付される在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に口にレをつけてください。

公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

本	籍				
変更が生じた年月日		年 月 日			
変更があった事項					
住所	<input type="checkbox"/>	新住所 (外国語表記)		Name _____ Address _____	
		(選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。)			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		新住所 (カタカナ表記)	国	州 省	県 郡 市
氏名	フリガナ				
	旧氏名	姓	名		
住所以外の送付先	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載(在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)			
		<input type="checkbox"/> 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 <input type="checkbox"/> 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消(住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)			
		新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)		Name _____ Address _____	
		(選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。)			

注 意

- 「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけてください。
- 「新住所(外国語表記)」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。
- 「新住所(カタカナ表記)」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書き、該当する□にレをつけてください。
- 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

何年何月何日

都(何道府県) 何郡(市) (区) 何町(村) 選挙管理委員会委員長 あて

領事官 在何日本国大使(在何日本国総領事)
(何領事(出張駐在官)事務所)

省公
略印

在外投票人証再交付申請書

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第1項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（道府県）郡（市）（区）町（村） 選挙管理委員会委員長 あて

- a 在外投票人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）
- b 在外投票人証を汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）
- c 在外投票人証を交付した選挙管理委員会の名称の変更があった。

フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署 名 (必ず自署)			
在外投票人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 住所変更有 <input type="checkbox"/> 氏名変更有 <input type="checkbox"/> 送付先変更有		
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望		

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 上記b又はcの理由により在外投票人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外投票人証又は変更前の選挙管理委員会の名称の記載のある在外投票人証を併せて提出してください。
- 在外投票人証の記載事項の変更がある方で、在外投票人証記載事項変更届出書を提出していない方は、別に当該届出書を提出する必要があります。
- 「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

何年何月何日

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

都（道府県）郡（市）（区）町（村） 選挙管理委員会委員長 あて

領事官 在何日本国大使（在何日本国総領事）
（何出張駐在官事務所）

省公
略印

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第1項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（道府県）郡（市）（区）町（村）

選挙管理委員会委員長 あて

- a 在外投票人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）
- b 在外投票人証を汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）
- c 在外投票人証を交付した選挙管理委員会の名称の変更があった。

フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署 名 (必ず自署)	/		
在外投票人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等 で送付	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望		

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 上記 b 又は c の理由により在外投票人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外投票人証又は変更前の選挙管理委員会の名称の記載のある在外投票人証を併せて提出してください。
- 4 在外投票人証の記載事項に変更があったことを併せて届け出る場合には、「在外投票人証の記載事項の変更」欄の「有」の□にレをつけ、裏面の「本籍」欄、「変更が生じた年月日」欄及び「変更があった事項」欄に記入してください。
- 5 「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第2項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

本	籍				
変更が生じた年月日		年 月 日			
変更があった事項					
住所	<input type="checkbox"/> 新住所 (外国語表記) <small>(選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。)</small>			Name _____ Address _____	
	新住所 (カタカナ表記)	国	<input type="checkbox"/> 州 <input type="checkbox"/> 省	<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 郡	<input type="checkbox"/> 市
氏名	フリガナ				
	旧氏名	姓	名		
住所以外の送付先	<input type="checkbox"/> 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載(在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領) <input type="checkbox"/> 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 <input type="checkbox"/> 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消(住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)				
	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記) <small>(選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、____の上には、氏名を忘れずに書いてください。)</small>			Name _____ Address _____	

注 意

- 「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけてください。
- 「新住所(外国語表記)」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。
- 「新住所(カタカナ表記)」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書き、該当する□にレをつけてください。
- 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 在外投票人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」欄の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

何年何月何日

都(道府県)郡(市)(区)町(村)

選挙管理委員会委員長 あて

領事官 在何日本国大使(在何日本国総領事)
(何領事(出張駐在官)事務所)

省公
略印